

第 1 部 総論

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

- 我が国における少子化対策の経緯と子ども・子育て支援法
- 子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義をふまえて本計画を作成
- 宇陀市の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画づくり

2 計画の性格

- 子ども・子育て支援法第 61 条に定める市町村計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策地域行動計画を引き継ぐ
- 宇陀市総合計画を上位計画として、関連する個別計画と整合を図りながら策定する。

3 計画の位置づけと期間

- 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

第2章 少子化の動向と子育ての状況把握

1 宇陀市の少子化の動向

- 少子化の動向について、人口統計（推移）をもとに把握する。
- 宇陀市の地域特性からの、少子化の要因や傾向を把握する。

2 家庭や地域の動向

- 国勢調査結果より、世帯の動向を宇陀市と県と比較する。
- 小学校区ごとの人口動向を比較する

3 次世代育成支援後期計画の進捗評価

- 平成24年度、25年度の進捗状況報告書をもとに、現行計画の進捗評価をおこなう。

4 今回のニーズ調査結果からの状況分析

- 今回の子ども子育てニーズ調査結果からの状況把握をおこなう。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（新規に検討が必要です）

【現行の次世代育成支援対策地域行動計画の基本理念】

子どもたちが かがやく未来に羽ばたけるまち 宇陀

（要検討）

【今回の子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

子どもの育ちに関する理念

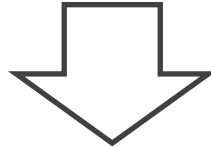
- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること。
- 自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性。

子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。



【宇陀市の子ども・子育ての基本的な理念】

2 基本理念

- 安心して子どもを産み、健やかに育てる総合的な子育て環境築いていくためには、子育てを社会や市民全体の取り組みとして捉え、行政をはじめ家庭や地域、学校、企業などが一体となって支援していく必要があります。
- 妊娠・出産・育児にかかわる不安や悩みについて医療機関や保健センター等で気軽に相談でき、親がゆとりを持って楽しく子育てできる取組が必要です。
- 幼保一体を視野に入れた保育内容や学童保育の充実、地域ぐるみでの子育て支援、困難を抱えた家庭への自立支援などに取り組む必要があります。

【宇陀市の子ども・子育ての基本目標】（案）

3 施策目標

＜理 念＞（例）

～子どもの育ちや子育てを 地域社会でしっかりと応援する環境づくり～

子育て期の家庭が、住み慣れた地域で安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう家庭、地域と行政、事業所が一体となった子育て支援の環境づくりをめざします。

＜基本目標＞（例）

- 幼保が一体となった地域ぐるみの子育て支援の体制づくり
- 妊娠・出産・育児にかかわる不安や悩みについて気軽に相談できる体制づくり
- 困難を抱えた家庭への子育て、自立支援のしくみづくり

第2部 骨子案

(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画)

第1章 目標事業量

1 教育・保育提供区域設定の考え方

- 区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に依じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。
- その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

■小学校区を基にした区域設定

校区名	校区地区
大宇陀小学校区	大宇陀地域
菟田野小学校区	菟田野地域
榛原小学校区	榛原萩原（玉立を除く。）、榛原角柄、榛原柳、榛原あかね台1～2丁目、榛原桜が丘、榛原高萩台、榛原小鹿台、榛原下井足の一部（旧東井之谷地区）、榛原榛見が丘1～2丁目
榛原東小学校区	榛原戒場、榛原山辺三、榛原五月ヶ丘、榛原額井、榛原赤瀬、榛原長峯、榛原福地、榛原萩原（玉立のみ）、榛原天満台西1～4丁目、榛原天満台東1～4丁目、榛原ひのき坂1～3丁目、榛原内牧、榛原八滝、榛原諸木野、榛原赤埴、榛原高井、榛原自明、榛原檜牧、榛原荷阪
榛原西小学校区	榛原萩乃里、榛原下井足（旧東井之谷地区を除く。）、榛原篠楽、榛原雨師、榛原安田、榛原笠間、榛原上井足、榛原足立、榛原白樺台、榛原池上、榛原高塚、榛原福西、榛原栗谷、榛原比布、榛原石田、榛原山路、榛原大貝、榛原澤、榛原三宮寺、榛原母里
室生西小学校区	室生向渕、室生大野、室生黒岩、室生田口元上田口、室生田口元角川、室生下田口、室生
室生東小学校区	室生三本松、室生砥取、室生滝谷、室生西谷、室生龍口、室生無山、室生多田、室生染田、室生小原、室生上笠間、室生深野、室生下笠間

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

（数値はダミー 施設教育・保育の収容量を700人と仮定）

		1年目			2年目			3年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）		350人	300人	50人	350人	300人	50人	350人	300人	50人
②確保の内容	教育・保育施設 （認定こども園、幼稚園、 保育所）	350人	300人	20人	350人	300人	20人	350人	300人	20人
	地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、居 宅訪問型保育、事業所内保育）			10人			20人			30人
②-①		0	0	▲20人	0	0	▲10人	0	0	0

【確保の方策】

- 認定こども園の推進について説明。
- 地域型保育の導入について説明。
- その他、確保方策の概要を記載。

特に一体化運営の考え方を記載。

【例示】

- 認定こども園化を推進することにより教育・保育の質の向上を図る。
- 新たな認定こども園の定員規模については、将来的に過剰なものとならないよう中長期的なスパンで子どもの人口を推計したうえで設定する必要がある。
- 認定こども園の定員規模と子どもの数のバランスがとれるまでの間、必要となる保育ニーズ（特に3歳未満児の保育ニーズ）に応えるため、認定こども園と連携した地域型保育（家庭的保育、小規模保育等）の導入を図る。
- 地域型保育の場所については、現状の保育所・幼稚園の有効活用を図る。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

【確保の方策】

- 地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。
- 放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該 学校教育・保育の推進に関する体制の確保

以下の事項について記載

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（6ページの一体化運営の考え方と整合）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策（幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること）（人材の確保の方策検討）
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進
- 幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・ 保育施設等の円滑な利用の確保

以下の事項について記載

- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
- 0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要。

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する 支援に関する都道府県が行う施策との連携

以下の事項について記載

- 都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。
 - 一 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化
 - ・ 発生予防、早期発見、早期対応等
 - ・ 社会的養護施策との連携
 - 一 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - 一 子どもの人権を尊重し、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実。
- ※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載

第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する 施策との連携

以下の事項について記載

- 都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。
 - 一 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
 - ・ 労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
 - ・ 好事例の収集・提供等
 - ・ 企業における研修の実施等
 - ・ 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
 - ・ 公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援
 - 一 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ※次世代行動計画作成指針の記載を踏まえて記載